

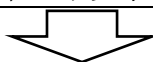
まん延防止等重点措置の対象区域の拡大等について

飲食店、その他施設への営業時間の要請等

- 重点措置を講じるべき区域を現行の16市町から22市町に拡大し、特措法第31条の6第1項に基づく飲食店等に対する時短要請等を実施
- その他20市町村において、特措法第24条第9項に基づく飲食店等に対する時短要請等を実施（結果、県内全域で時短要請）

○これまでの取組み（法第31条の6第1項）

- ・対象業種：①飲食店：飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等
②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
 - ・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで
 - ・終日、酒類の提供を行わないこと（酒類の店内持込みを含む）
 - ・カラオケ設備の利用自粛
 - ・対象エリア：新規感染者の発生状況を勘案し、以下の16市町
岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町
 - ・要請期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）
 - ・協力金：一日あたり以下の金額とする。
 - 1店舗あたり中小企業：3万円～10万円
 - 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4
（上限20万円。中小企業も選択可）
- ※全期間時短を実施した場合のみ支払う。9日から11日は猶予期間。



○重点措置の対象区域の拡大（法第31条の6第1項）

- ・対象エリア：新規感染者の発生状況等を勘案し、以下の6市町を追加
高山市、瑞浪市、恵那市、山県市、下呂市、御嵩町
- ・要請期間：5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）
- ・対象エリア、要請期間以外の内容は「これまでの取組み」と同じ。

○その他地域に対する時短要請等（法第24条第9項）

- ・対象エリア：重点措置区域以外の20市町村
- ・要請期間：5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）
- ・要請内容：5時から20時まで（酒類の提供は11時から19時まで）
 - ・カラオケ設備の利用自粛
- ・協力金：一日あたり以下の金額とする。
 - 1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円
 - 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4
（上限20万円。中小企業も選択可）

※重点措置の追加区域、その他地域ともに、全期間時短を実施した場合のみ支払う。16日（日）、17日（月）は猶予期間。

- 重点措置の追加6市町においては、令第11条第1項に規定する大規模な集客施設等に対して、法第24条9項等に基づく時短等の協力を依頼

県民、事業者への要請

- 発熱等体調不良の方は、本人の全ての行動（出勤、通学）をストップするよう職場、学校、家族で徹底。併せて、その職場、学校、家族においても本人以外の関係者の健康状態を確認

- 全ての事業者は、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や出勤が必要となる職場でもローテーション勤務を更に徹底

- その他、全ての事業者に対し、以下の実施を要請
 - ・ 「密集を避けるための施設の入場者の整理」
 - ・ 「入場する者に対するマスクの着用の徹底」
 - ・ 「感染防止対策をしない者の入場の禁止」
 - ・ 「飛沫感染防止対策の徹底又は利用者の適切な距離確保」